

安全・安心な輸入食品をお届けするために！

入 会 の ご 案 内

- ・ 入会のお勧めについて
- ・ 会員へのサービス
- ・ 入会手続き
- ・ 会費
- ・ 協会概要
- ・ 定款（抜粋）
- ・ 会員名簿

（令和2年6月）

公益社団法人 日本輸入食品安全推進協会（略称・食安協）

Association for the Safety of Imported Food, Japan (ASIF)

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町9-8 アーネストビル8F

TEL 03-5695-0819

FAX 03-5695-0969

<http://www.asif.or.jp>

E-mail : asif@asif.or.jp

関係各位

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会
会長 西井孝明

入会のお勧めについて

謹啓 時下、ますます御隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、近年の食品輸入は件数および重量ともに増加を続け、日本はカロリーベースでおよそ6割の食品を輸入に依存しています。いまや輸入食品なくして私たちの豊かな食生活は成り立たないといっても過言ではありません。

しかしながら、その安全性については残念ながら、必ずしも社会の信頼を得られていないのが実状です。このため国は毎年「輸入食品監視指導計画」を策定・公表するとともに、輸入食品事業者に「自主管理体制の構築」を強く要請しています。

当協会は、このような社会的要請に応えるために、平成4年9月に当時の厚生省のご指導のもと輸入食品を扱う有志の企業が集まって設立されました。厚生労働省をはじめ関連団体等と連携しながら、公益社団法人として事業者の自主管理体制の構築・推進を支援する取り組みを実施しています。

是非会員としてのご入会をご検討いただきたくお勧めいたします。

謹白

会員へのサービス

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会は、会員向けに以下のサービスを行っています。

1. ASIF情報の提供

関係省庁および関係団体等から輸入食品に関する情報を収集し、会員へタイムリーに提供(FAX・メール送信)しています。

<提供実績>

- ・2015年 156回(情報項目 303件)
- ・2016年 137回(情報項目 284件)
- ・2017年 134回(情報項目 239件)
- ・2018年 131回(情報項目 231件)
- ・2019年 132回(情報項目 251件)

<ASIF情報例(一部抜粋)>

ASIF情報

Association for the Safety of Imported Food, Japan

2020年 No. 66
2020年6月10日

1. 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について 1枚

令和2年6月9日 薬生食輸発0609第1号

韓国産生鮮パプリカの検査命令免除対象輸出者リストの変更がありました。

(別表19: PDF貼付1枚)

2. 「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について 1枚

令和2年6月9日 薬生食輸発0609第2号

- ・ナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシンは別表第2から削除されました。
- ・米国産とうもろこし(爆裂種、甘味種を除き、遺伝子組換え(不分別を含む。))を除く。)のデルタメトリン及びトラロメトリンは別表第3から削除されました。

(別表第2: PDF貼付2枚) (別表第3: PDF貼付2枚)

2. 会員向け勉強会・情報交換会の開催

行政担当官や専門家を招いて、最新の食品関連情報等を提供し、会員同士の情報交換を行う勉強会・情報交換会を年5～6回開催しています。

<令和元年度勉強会実施概要>

令和元年度勉強会（会員向け）

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会

<http://www.asif.or.jp/>

第1回

テーマ	「2019年度輸入食品監視指導計画、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令、輸入食品等モニタリング計画等について」
日時	2019年4月18日（木） 14:00～16:00
講師	厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室長補佐 松井保喜氏
内容	・輸入食品の現状について ・輸出国対策について ・2019年度輸入食品監視指導計画について 等

第2回

テーマ	輸入食品事業者のための食品表示セミナー
日時	令和元年6月19日（水） 14:00～16:00
講師	公益社団法人日本輸入食品安全推進協会 天明英之氏
内容	・食品表示法（従来基準からの主な変更点） ・機能性表示食品制度、原料原産地表示、遺伝子組換え表示 ・輸入食品事業者が気をつける事 等

第3回

テーマ	サントリー<天然水のビール工場>東京・武蔵野ブルワリー見学
日時	令和元年9月19日（木） 13:30～16:30
講師	サントリーMONOZUKURIエキスパート シニア・スペシャリスト 芝弘孝氏
内容	・サントリーグループの概要 ・サントリーのCSR活動、VOC活動 ・サントリーの品質保証体制 等

第4回

テーマ	食品の栄養成分表示について
日時	令和元年10月9日（水） 14:00～16:00
講師	消費者庁食品表示企画課保健表示室課長補佐 内藤瑞穂氏
内容	・食品表示の一元化について ・栄養成分表示のルール、栄養協調表示 ・製造所固有記号の登録 等

第5回

テーマ	改定食品衛生法の解説
日時	令和2年3月9日（月） 14:00～16:00
講師	厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課課長補佐 狩集勇太氏
内容	※新型コロナウイルス対策のため中止

3. 協会ウェブサイトの会員専用ページ

協会ウェブサイトには会員専用ページが設けられており、過去のASIF情報やそれに関連する詳細情報が閲覧できます(現在、平成10年以降のASIF情報が時系列に掲載されています)。

その他、会員向けに実施する勉強会・情報交換会情報等も時系列に閲覧することができます。

※会員専用ページの詳細情報にアクセスするにはID・パスワードが必要です。

<ASIF 情報(一部抜粋)>

No.	日付	情報番号	送付	件名	発信元
1	1/6	202000101	Fax	会長新年ご挨拶	(公社)日本輸入食品安全推進協会 会長 西井孝明
2	1/6	202000201 参考1 参考2	Fax	放射線照射に係る輸入時検査の強化について (一部改正)	菓生食輸発12227第1号
3	1/14	202000301 別添1 別添2の1	Fax	食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について ・イタリアの当該製造者で製造されたソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネス(解除) ・イタリア産うるち米(粉を含む。)のピリミホスメチル(解除) ・フランス産鶏肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)のナイカルバジン(解除)	菓生食輸発1110第2号
		202000302 別表第2 別表第3	Fax	「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について ・モンゴル産そば(粉を含む。)の残留農薬(クロルピリホス) ・ネパール産赤とうがらしのエチオン・トリアソホス(別表第2:削除) ・スーダン産ごまの種子の2,4-D(製造者、製造所、輸出者及び包装者がMIRAI GENERAL TRADING LLC(アラブ首長国連邦)のものに限る。)(別表第2・別表第3:削除) ・ベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)のメタラキシル・メフェノキサム(別表第2・別表第3:削除) ・米国産グレープフルーツのジヒドロストレプトマイシン・ストレプトマイシン(別表第3:削除)	菓生食輸発0110第1号
		202000303 別表第2	Fax	「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について ・イタリア産うるち米(粉を含む。)のピリミホスメチル ・フランス産鶏肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)のナイカルバジン ・チリ産キウィーのフェンヘキサミド(別表第2:削除)	菓生食輸発0110第3号
		202000304	Fax	ナチュラルチーズに係る輸入時検査の強化について (一部改正)	菓生食輸発0110第6号
4	1/16	202000401 別表11	Fax	食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について ・中国産のサイクラミン酸検査命令対象製造者追加	菓生食輸発0115第1号
		202000402 別添1,2	Fax	スペインから輸入される牛肉等の取扱いについて	菓生食監発0115第1号
		202000403	Fax	輸入牛肉等の安全確保について	菓生食監発0115第2号
		202000404	Fax	スペインから輸入される牛肉等の取扱いについて	菓生食監発0115第4号
		202000405 別添1,2	Fax	スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いについて	菓生食監発0115第5号
5	1/16	202000501 別紙	Fax	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について	生食発0115第1号
6	1/17	202000601 別表11	Fax	「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」の別表11の一部訂正について	輸入食品安全対策室

4. 輸入食品衛生管理者養成講習会の受講料割引

厚生省生活衛生局長通知(当時)を受けて、平成4年度より輸入食品衛生管理者養成講習会を実施しています。

養成講習会は厚生労働省・消費者庁の担当官を講師に、食品衛生法関連事項(表示を含む)、食品等の輸入届出方法、食品衛生法違反事例など、食品輸入事業者が必要とする知識を体系的に学べる内容になっています。一般の受講料が 83,000 円のところ、会員は 53,000 円で受講できます。

第 29 回輸入食品衛生管理者養成講習会

東京会場

2020 年 10 月 27 日 (火) ～10 月 29 日 (木)

会場：東京ダイヤビル5号館1F TDBホール

大阪会場

2020 年 11 月 18 日 (水) ～11 月 20 日 (金)

会場：大阪社会福祉指導センター4F 研修室3

受講料

一般 83,000 円

会員 53,000 円

(資格登録・テキスト・参考図書・昼食を含む)

※第29回輸入食品衛生管理者養成講習会に関するお問い合わせや、申込書をご希望の方は、いつでも協会(Tel:03-5695-0819・E-mail:asif@asif.or.jp)までご連絡ください。

入会手続き

協会への入会をご希望の方は、以下の手順でお手続きをお願いいたします。

1. 「入会申込書」(巻末参照)に必要事項をご記入の上、協会へ郵送願います。
2. 協会理事会で入会の可否を審議・決定します。
3. 入会が認められた場合、「入会承認通知」と「入会承諾書」用紙を協会より郵送いたします。
4. 「入会承諾書」に必要事項をご記入の上、協会へ郵送願います。
5. 協会が「入会承諾書」を受け取りましたら入会手続きは完了です。

会費

会費および納入方法は以下のとおりです。

1. 金額

正会員		
入会金 (入会時のみ)	100,000 円	
会費 (年会費)	200,000 円	
賛助会員		
賛助会費 (年会費)	1 口 100,000 円 (1 口以上)	
2. 納入方法

以下の期間内に協会指定口座へお振込ください。

 - ・入会金は入会后 3 ヶ月以内
 - ・正会員の会費および賛助会員の賛助会費は、毎年 6 月末日 (入会后 3 ヶ月以内)

※年度の途中で入退会する場合、会費は月割で計算いたします。

協会概要

1. 趣旨

輸入食品の安全性確保に対する国民の信託に応え、もって国民の健康増進に寄与することを目的に、輸入事業者の自主管理体制構築支援、人材育成、情報収集及び提供などに関連する事業を行う。

2. 概要

設立：平成4年9月14日 厚生大臣より社団法人設立許可
平成23年4月1日 内閣府より公益社団法人移行認定
所在地：東京都中央区日本橋久松町9番8号
会員数：正会員80社、賛助会員1社（令和元年6月現在）

3. 事業

(1) 公益目的事業

輸入食品事業者の自主管理体制の構築・推進を支援し、もって国民の輸入食品に対する信頼性確保と保健衛生の向上及び国民の健康増進に寄与する。

- ① 輸入食品衛生管理者講習会・資格更新研修会
- ② 食品事業者セミナー
- ③ 輸入食品の情報収集と提供及び相談
- ④ 食品輸入の手続きの迅速化及び円滑化の推進
- ⑤ 食品の安全性確保に関する調査や情報交換

(2) その他の事業（相互扶助等事業）

輸入食品関連情報を収集し会員に提供するとともに、会員相互の情報交換を行う。

- ① 輸入食品関連情報を中心に ASIF 情報を作成し、会員宛に FAX・メール送信（約3～4回/週）
- ② 協会ウェブサイトの会員専用ページに輸入食品関連情報を掲載
- ③ 勉強会・情報交換会の開催（5回/年）

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会定款（抜粋）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人日本輸入食品安全推進協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、社員総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、貿易の円滑化に配慮しつつ、輸入食品等の安全性を確保することの重要性に鑑み、輸入食品等の安全性に関し、自主的な管理体制の確立、人材育成、情報収集及び提供に関する事業並びに輸入手続の迅速化及び円滑化に資するための事業等を行うことにより、輸入食品等の安全性確保を図り、もって、輸入食品等に対する国民の信頼性の確保と公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 輸入食品等の安全性確保のための自主管理体制の確立に関する事業
- (2) 輸入食品等の安全性確保のための人材育成に関する事業
- (3) 輸入食品等の安全性についての情報収集及び提供に関する事業
- (4) 食品等の輸入手続の迅速化及び円滑化の推進に関する事業
- (5) 食品等の輸入についての相談に関する事業
- (6) 消費者に対する輸入食品等の安全性についての相談及び広報に関する事業
- (7) 輸入食品等の安全性確保に関する調査研究に関する事業
- (8) その他この法人の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

（法人の構成員）

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関

する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した食品等の輸入に係る個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

（入会）

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、社員総会において別に定める基準により入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める基準により賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第5条に定める会員区分によるこの法人の会員資格を喪失したとき。
- (3) 会員である個人又は団体が破産し、又は解散したとき。
- (4) 会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は成年被後見人若しくは被保佐人となったとき。
- (5) 2年以上会費等又は賛助会費を滞納したとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。
- (7) 除名されたとき。

（抛出金品の不返還）

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等、賛助会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

公益社団法人 日本輸入食品安全推進協会 会員名簿 (50音順)

【正 会 員】

アサヒカルピスウェルネス株式会社
アサヒビール株式会社
株式会社アジア食品安全研究センター
味の素株式会社
イオン株式会社
伊藤忠商事株式会社
伊藤ハム株式会社
株式会社イトーヨーカ堂
岩谷産業株式会社
エスビー食品株式会社
株式会社エリナ
カゴメ株式会社
加藤産業株式会社
カルビー株式会社
川商フーズ株式会社
キッコーマン株式会社
キャンベルジャパン株式会社
株式会社キューサイ分析研究所
キューピー株式会社
株式会社極洋
キリンホールディングス株式会社
クラシエフーズ株式会社
合同酒精株式会社
国分グループ本社株式会社

サントリー-MONOUZUKURI エキスパート株式会社
株式会社J-オイルミルズ
株式会社JTB商事
株式会社ジェーシー・コムサイ
株式会社ジェイ・ホンダエージェンシ
株式会社シジシージャパン
株式会社スマイル
住友商事株式会社
株式会社生活品質科学研究所
株式会社セコマ
合同会社西友
株式会社セブンイレブン・ジャパン
双日株式会社
大東港運株式会社
宝ホールディングス株式会社
豊田通商株式会社
株式会社ナカムラロジスティクス
株式会社ニチレイ
日清オイリオグループ株式会社
株式会社日清製粉グループ本社
日鉄物産株式会社
株式会社日本アクセス
日本コカ・コーラ株式会社
日本産業株式会社

日本酒類販売株式会社
日本水産株式会社
日本生活協同組合連合会
日本製粉株式会社
日本ハム株式会社
日本流通産業株式会社
ネスレ日本株式会社
ハインツ日本株式会社
ハウス食品グループ本社株式会社
はごろもフーズ株式会社
不二製油株式会社
株式会社二葉
プリマハム株式会社
株式会社ブルボン
株式会社宝幸
株式会社ハウスイ
松田産業株式会社
マルハニチロ株式会社
丸紅株式会社
三井倉庫ロジスティクス株式会社
三井物産株式会社
株式会社 Mizkan Partners
三菱商事株式会社
三菱食品株式会社

株式会社明治
株式会社明治屋
株式会社ヤクルト本社
雪印メグミルク株式会社
レッドホースコーポレーション株式会社
六甲バター株式会社

【賛助会員】

日本印刷株式会社

79社

(令和2年6月現在)

令和 年 月 日

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会 殿

入 会 申 込 書

貴協会の目的に賛同し会員として入会を申し込みます。

会員分類	正会員・賛助会員（いずれかに○）	
個人又は 団体名		
住 所	〒	
担当責任者	役 職 名	
	氏 名	印
連 絡 先 担 当 者	所属部課名	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
通 信 欄		